

身体的拘束等の適正化のための指針

森のイスキア

令和7年4月1日 改定

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

第1条 身体的拘束等の禁止

介護保険法は「サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としている。

第2条 身体的拘束等への対応原則及び条件

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、次の3つの要件を全て満たし、かつ「身体的拘束等適正化委員会」において定めた手順に従って行う必要最小限のものとする。

- ① 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2、上記、3つの要件を全て満たすことを関係する複数の職員で合議、確認し、計画作成担当者・管理者の確認を受け(両者の確認が受けられない場合は可能な限り早期に)また速やかに家族、利用者代理人に報告し同意を得る。

第3条 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に添った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。

- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

第4条 情報開示

本指針はホームページにて公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。

第5条 身体的拘束等適正化検討委員会の設置

身体的拘束を廃止または極力回避するために、身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業員に周知徹底を図る。

① 設置目的

- ・ 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

- ・ 委員会は、管理者、計画作成担当者、介護職員の代表者等で構成する。委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応、本人または他利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化検討委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」を以て同意を得る。

(イ) 利用時

- ① 利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化検討委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

② 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い「身体拘束経過記録」に記録する。

③ 身体拘束等解除の場合は即日、家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

① 緊急やむを得ず身体拘束等を行う時は、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

3 この委員会の審議内容は、介護職員及びその他の職員に周知徹底させることとする。

4 この委員会は、「運営推進会議」を活用することで代えることが出来る。

第6条 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体的拘束等を廃止し、または実施しなければならない場合には適正に行われることを目的として各職種協働を基本とし、それぞれが果たすべき役割に責任をもって対応する
(施設長)

- ① 身体拘束適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(介護支援専門員)

- ① 家族との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(看護師及び介護職員)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ② 利用者の尊厳を理解する
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分にする
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

第7条 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修支援に関わる全ての職員に対して身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な研修（年2回以上開催）の実施
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束廃止・適正化研修を実施

③ 上記教育・研修の実施ないようについては記録を残す。

附則 この指針は、令和４年３月１日より施行する。

この指針は、令和７年４月１日より施行する。

以上

例示【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- (１) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (２) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (３) 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- (４) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひもで縛る
- (５) 上記同様の内容又は皮膚を掻きむしらないようミトンの手袋等をつける
- (６) 車椅子から立ちあがらないよう Y 字型拘束ベルトやテーブルをつける
- (７) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (８) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (９) 他人への迷惑行為を防ぐためにベッド等に体幹や四肢をひもで縛る
- (１０) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (１１) 自分の意思で開ける事ができない居室等に隔離する。